

個人企業経済調査規則の一部を改正する省令案
意見募集時からの修正箇所

(意見公募時の原案)

第九条 都道府県知事は、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)別表第二備考第一号の規定により同表四の項下欄第三号、第四号及び第六号に掲げる事務(第十一条において「調査票の配布・収集等に関する事務」という。)を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(修正後の案)

第九条 都道府県知事は、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)別表第二備考第一号の規定により同表四の項下欄第三号、第四号及び第六号に掲げる事務(第十一条において「調査票の配布・収集等に関する事務」という。)を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣が定める事項を総務大臣に報告するものとする。

下線部を修正

(理由)

技術的修正によるもの